

# 反価格独占行政法執行手順の規定

2011年2月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 反価格独占行政法執行手順の規定

### 第一条

政府価格主管部門が法律に基づいて反価格独占の職責を果たすことを規範化・保障し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を守るために、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）に基づき、本規定を制定する。

### 第二条

政府価格主管部門が反価格独占法を実施するに当たり、本規定を適用する。

### 第三条

国務院の価格主管部門が全国の反価格独占法執行業務に責任を負う。

国務院の価格主管部門から授権された省、自治区、直轄市の人民政府価格主管部門が、本行政区区域内の反価格独占法執行業務に責任を負う。

省、自治区、直轄市にまたがって発生した価格独占案件については、国務院の価格主管部門から指定された省、自治区、直轄市の人民政府価格主管部門が取締を行う。重大な案件については、国務院の価格主管部門より直接取締を行う。

### 第四条

価格独占の疑いがある行為については、国務院と省、自治区、直轄市の人民政府価格主管部門はその法定の権限以内に、一つ下の下部政府価格主管部門に委託して調査実施を行う。

受託した政府価格主管部門は委託範囲内において委託機関の名義で調査を実施すべく、更にほかの行政機関、組織又は個人に対して調査実施を委託してはならない。

### 第五条

価格独占の疑いがある行為については、あらゆる単位と個人に政府価格主管部門へ通報する権利がある。政府価格主管部門は通報者について秘密保持をしなければならない。

書面にて通報かつ関連する事実と証拠を提供した場合、政府価格主管部門は必要な調査を実施しなければならない。調査事項には以下のような内容が含まれる。

- (一) 通報者は同一事項について既にほかの行政機関に対して通報、又は人民法院に対して提訴しているのか。
- (二) 被通報者に関する基本的な情報。
- (三) 通報者が提供した関連事実と証拠。
- (四) 調査が必要とされるその他の事項。

### 第六条

政府価格主管部門は価格独占の疑いがある行為を調査する場合、以下のような措置をとることができる。

- (一) 調査対象の経営者の営業場所又はその他関係場所に立ち入って検査を実施する。
- (二) 調査対象の経営者、利害関係者又はその他関係単位若しくは個人（以下、「被調査者」と総称する）に質問し、関係状況を説明するよう要求する。
- (三) 被調査者の関係証票、協議書、会計帳簿、業務上の通信文書、電子データ等の文書、資料を閲覧・複製する。

(四) 関係証拠を封印・差押え。

(五) 経営者の銀行口座の照会。

前項規定の措置をとる場合、政府価格主管部門の主要責任者に対して書面にて報告した上、批准を得なければならない。

## 第七条

法執行者は被調査者に事情を聴取する場合、面談、電話または書面等の方式を採用することができる。

面談又は電話で事情を聴取する場合、事情聴取調査記録を作成しなければならない。事情聴取調査記録を被聴取者に渡し、その内容を確認した後、署名してもらわなければならない。被聴取者が読解能力がない場合、その方に対して読み上げなければならない。

書面にて事情を聴取する場合、調査事項を明記したアンケート調査資料または調査要綱を被調査者に送達しなければならない。

被聴取者は価格主管部門の要求に従って、関係状況を説明しなければならない。

## 第八条

政府価格主管部門は価格独占の疑いがある行為を調査する場合、法執行者の人数は二人を下回ってはならず、かつ中華人民共和国価格行政法執行の証明書を呈示しなければならない。

## 第九条

政府価格主管部門及びその職員は法執行過程において知り得た営業秘密について、秘密保持義務を負う。

## 第十条

被調査者は政府価格主管部門が法律に基づいて職責を果たすことに対して協力しなければならない。政府価格主管部門による調査を拒絶・妨害してはならない。

## 第十一条

調査対象の経営者、利害関係者には意見陳述の権利がある。政府価格主管部門は調査対象の経営者、利害関係者が提出した事実、理由及び証拠を確かめなければならない。

## 第十二条

政府価格主管部門は価格独占の疑いがある行為を調査・確認した後、価格独占行為を構成していると認める場合、法律に基づき処分を決定しなければならない。そして、社会に公表することができる。

## 第十三条

経営者はそれが達成した協議が「独占禁止法」第十五条に規定された状況に該当していると考えられる場合、関連する証拠材料を提供し、政府価格主管部門による審査・確認を受けなければならない。

## 第十四条

経営者が自主的に政府価格主管部門に対して、価格独占協議の達成に関する情報を報告

し、かつ重要な証拠を提供した場合、政府価格主管部門は当該事情を考慮して、当該経営者に対する処罰を軽減又は免除することができる。

最初の自主的に価格独占協議の達成に関する情報を報告し、かつ重要な証拠を提供した者に対しては、処罰を免除することができる。二人目の自主的に価格独占協議の達成に関する情報を報告し、かつ重要な証拠を提供した者に対しては、50%を下回らない程度で処罰を軽減することができる。その他の自主的に価格独占協議の達成に関する情報を報告し、かつ重要な証拠を提供した者に対しては、50%を上回らない程度で処罰を軽減することができる。

重要な証拠とは、政府価格主管部門が価格独占協議を認定するに当たって、決定的な役割を果たすような証拠をいう。

## 第十五条

価格独占行為の疑いがある経営者は調査対象の期間中に、調査を中止する旨の申請を提出することができる。

調査中止申請は書面にて提出し、以下のような事項を明記しなければならない。

- (一) 独占の疑いがある事実。
- (二) 行為による結果を廃止するための具体的な措置をとる承諾。
- (三) 承諾を履行する期限。
- (四) 承諾は必要とされるその他の内容。

## 第十六条

調査対象の経営者が政府価格主管部門の認めた期限内に具体的な措置をとって行為による結果を廃止すると承諾した場合、政府価格主管部門は調査中止を決定することができ、また調査中止決定書を作成する。

調査中止決定書には、調査対象の経営者に違法の疑いがある事実、承諾した具体的な内容、影響の除去のための具体的な措置、期限及び承諾の不履行又は不完全な履行の法的結果等の内容について明記しなければならない。

## 第十七条

調査中止が決定された場合、政府価格主管部門は経営者による承諾の履行状況を監督しなければならない。

経営者は政府価格主管部門の要求に従って書面にて承諾の履行状況を報告しなければならない。

## 第十八条

経営者が承諾を履行した場合、政府価格主管部門は調査中止を決定することができる。

下記のいずれかの事由に該当する場合、調査を回復しなければならない。

- (一) 経営者が規定された期限までに、承諾を履行せず、又は完全に履行していない場合。
- (二) 調査中止を下した根拠となる事実に変更に重大な変更が生じた場合。
- (三) 調査中止の決定は、経営者による提供された不完全な、又は不実の情報に基づいて決定されたものである場合。

## 第十九条

行政機関と法律、法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、競争の排除・制限行為を実施した場合、政府価格主管部門は上部機関に対して、法律に基づき対処するよう建議することができる。

- (一) 経営者に価格独占行為の実施を強制させる行為を差し止める。
- (二) 価格競争の排除・制限に関する内容を含む規定を廃止する。
- (三) 直接に責任を負う主管人員とその他の直接責任人員に対して、法律に基づき処分を与える。
- (四) 行政権力の濫用を是正するためのその他の対処建議。

行政機関と法律、法規から権限を与えられ、公共事業を管理する職能を持つ組織が行政権力を濫用し、競争の排除・制限行為を実施する場合の対処について、法律、行政法規には別途規定がある場合、その規定に従う。

## 第二十条

被調査者が政府価格主管部門に対して、書面による説明、申請などの資料を提出する場合、法定代表者、その他組織責任者又は個人によって署名かつ押印されなければならない。

## 第二十一条

経営者が政府価格主管部門による決定について不服である場合、法律に基づき行政不服申立、又は行政訴訟を提起することができる。

## 第二十二条

省、自治区、直轄市の人民政府価格主管部門が取締した案件は、処理決定を下した日から10業務日以内に、関係状況、案件調査終結報告書及び調査中止決定書、調査終結決定書、行政処罰決定書等を國務院の価格主管部門に届け出なければならない。

受託した政府価格主管部門は調査終結後の5業務日以内に、関係状況、案件調査終結報告書等を委託機関に報告・提出しなければならない。

## 第二十三条

政府価格主管部門の職員は職権を濫用し、職責を軽んず、私利のために不正を犯し、又は法執行過程に知り得た営業秘密を漏洩し、なお犯罪を構成した場合、法律に基づき刑事責任を問われる。犯罪を構成していない場合、法律に基づき処分を与えられる。

## 第二十四条

本規定において価格独占行為に対する調査手順と行政処罰手順について定めがないものは、「中華人民共和国行政処罰法」に従って執行する。

## 第二十五条

本規定の解釈については、国家発展及び改革委員会が責任を負う。

## 第二十六条

本規定は、2011年2月1日から施行する。